

業務概要

1. 連携の背景・目的

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっており、令和4年4月には、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「**プラスチック資源循環法**」という。)が施行されました。

市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物（以下「**プラスチック製品**」という。）の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努めることが求められています。

(2) 市区町村におけるプラスチック製品の分別収集及び再商品化について

これまでプラスチック製容器包装廃棄物（以下「**プラスチック製容器包装**」という。）は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「**容器包装リサイクル法**」という。)に基づき分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品は、燃えるごみ等として収集、処分されてきました。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物等として収集され、それ以外のプラスチック製品は燃えるごみ等として収集されるという、わかりにくくい状況にあったため、プラスチック資源循環法では、プラスチック製容器包装のみならず、それ以外のプラスチック製品についても再商品化を可能とする仕組みが設けられました。

具体的には、プラスチック資源循環法第31条に基づき、市区町村は、プラスチック製品の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民へ周知するよう努めなければならないこととなっています。

これにより収集したプラスチック製品の再商品化については、

①容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法（以下「**容器包装ルート**」という。）

②プラスチック資源循環法に基づき、市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（以下「**大臣認定ルート**」という。）

③上記の①、②を併用して再商品化を行う方法（以下「**併用ルート**」という。）

を市区町村の状況に応じて選択することができます。

（3）本市におけるプラスチック製品の分別収集及び再商品化について

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック製容器包装を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック製品については燃やすごみとして収集、処分してきました。

プラスチック資源循環法が施行されたことを受けて、本市においても、令和9年10月から本市が一括回収したプラスチック製容器包装とプラスチック製品（以下「プラスチック資源」という。）の再商品化等について、上記(2)②の大蔵認定ルート又は③の併用ルートで実施いたします。

2. 連携業務の趣旨

「1. 連携の背景・目的」(2)②の大蔵認定ルート又は③の併用ルートを活用するにあたっては、本市がプラスチック資源を再商品化する事業者と連携して再商品化計画を作成し、国に申請して認定を受ける必要があります。

そのため、本市が再商品化計画を作成する際、本市の求めに応じて資料の作成を行う等の計画作成の支援をはじめ、再商品化計画に基づき、選別等の中間処理及び再商品化を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を募集します。

3. 再商品化計画期間

再商品化計画期間は令和9年10月1日から令和12年3月31日までとします。

4. 搬入予定量

表-1のとおり。

＜表-1 年間搬入予定量＞

	令和9年度 ※R9.10～R10.3	令和10年度	令和11年度
プラスチック製容器包装	2,400 t	4,800 t	4,800 t
プラスチック製品	300 t	600 t	600 t
その他の異物	300 t	600 t	600 t
合 計	3,000 t	6,000 t	6,000 t

※上記数量は見込みであり、実際の搬入量を保証するものではありません。上記数量と処理実施量の差が大きく、操業に影響が生じる場合等は、両者協議のうえ、対応を定めるものとします。

※ごみステーションから処理施設への収集運搬については本市が別契約にて実施するため、本募集の提案対象外とします。その他の必要事項は協議のうえ決定します。

5. 新たに分別収集するプラスチック製品の基準

本市が分別収集するプラスチック製品については、「プラスチック素材 100%のものに限る」とします。

6. プラスチック資源の搬入実施日等

(1) 搬入方法

本市が別途委託する収集運搬事業者がごみステーションから収集したプラスチック資源を塵芥車（最大で4tクラスを想定）によって施設まで運搬し、搬入するものとします。

(2) 搬入実施日

搬入は、年末年始を除く月曜日から金曜日とします。

(3) 搬入時間

搬入時間は、原則として8:30から17:00までとします。ただし、天候や道路状況等により最終搬入が遅れる場合は、最終搬入車両の受入まで対応するものとします。

7. 業務内容等

(1) 受入・計量

- ア 収集車両が安全に荷下ろしできるような措置を講じる。
- イ 処理施設への受入時に、プラスチック資源の重量を計量・記録する。なお、計量の際には、計量法の基準に適合した計量器により実施し、計量の最小単位は10kgとする。
- ウ 荷下ろしされた搬入物について、選別を行うまで適切に貯留する。
なお、貯留は本市のプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、保管場所を分けて管理する。

(2) 中間処理・保管

- ア 全ての工程において、本市のプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、設備への投入時間を分けて投入量、処理量等の管理を行う。
- イ 機械選別や手選別により、プラスチック資源と異物に選別する。
- ウ リチウムイオン蓄電池や注射針等の危険物が混入していた場合、手選別や磁選機等で取り除く。
- エ 選別したプラスチック資源の再商品化を他の事業所で行う場合、必要に応じて圧縮梱包するなど飛散しないように保管し、行先ごとに管理する。
- オ 異物については、可燃物、不燃物に分けて保管する。
- カ 再商品化事業者に引き渡す基準適合プラスチック（プラスチック資源のうち、再商品化が可能なものの）の重量を計測し、記録する。

(3) 再商品化

- ア 再商品化計画に基づく物質収支に基づき、再商品化（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）を行う。
- イ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満たすものとする。
- ウ 全ての工程において本市のプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう設備への投入時間を分けて投入量、処理量等の管理を行う。
- エ 再商品化を行った製品を利用事業者へ販売する。（国内での販売を原則とする。）

(4) 異物の処理

本市が搬入したプラスチック資源を中間処理・再商品化する過程で発生した異物は、資源物（びん、缶、ペットボトル等）及び危険ごみ・有害ごみ（スプレー缶、ライター、乾電池、金属製品、小型電子機器等）を取り除き、それ以外の異物（紙ごみやガラス、再商品化が困難なプラスチックごみ等）については、原則として本市の焼却施設及び埋立処分場において処理する。資源物・危険ごみ・有害ごみについては別途協議する。

本市の焼却施設及び埋立処分場までの運搬は、連携事業者が行う。

(5) 報告

業務の完了は、次に定めるものを本市が指示する様式で作成し、毎月速やかに報告する。

- ア 業務実績報告書
 - イ 引取量、再商品化量（利用状況・販売状況等を含む）、異物量等の明細
 - ウ その他、本市への報告業務など
- ※処理したものが適切に再商品化されているか確認し、定期報告すること
- エ その他、本市が必要と判断したもの

(6) 処理施設の稼働停止に伴う対応

連携事業者の処理施設が定期補修等の計画停止や設備トラブル等の計画外停止における稼働停止時においても、一時保管場所を確保し、全量受入を行うものとする。
また、再商品化する施設の稼働停止時も円滑な再商品化ができるよう努めること。

(7) 現地確認

本市が連携事業者によるプラスチック資源の再商品化が適正に実施されていることを確認するために、1年に1回程度実施する現地確認に立ち会う。

(8) 品質調査

- ア プラスチック資源の品質調査（組成調査）については、本市及び指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）立ち会いのもと、品質調査を実施する。
なお、調査に使用するサンプル抽出については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に従う。
- イ 本市が実施する再商品化製品の品質検査に立ち会う。なお、品質の測定は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づき連携事業者が実施するものとし、結果を報告する。

(9) 研修

本市委託収集事業者が連携事業者の処理施設へ円滑に搬入が出来るよう、履行開始前までに荷下ろし場所や場内の走行経路等について、説明会を兼ねた研修を実施する。

(10) その他

- ア 上記（1）から（9）の各項目に示す事項以外に、連携事業者が必要と考える業務についても提案すること。
- イ 本市からの引取りが完了した時点をもって、プラスチック資源の保管責任とプラスチック資源を原因とした事故に関する責任は連携事業者が負う。
- ウ その他、定めのない事項については、本市と連携事業者が協議し決定する。

8. 本市と連携事業者の役割

(1) 本市の役割

- ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで
- ・再商品化計画を連携事業者と協力し作成する。
 - ・再商品化計画を国に申請する。
- イ 国から再商品化計画の認定を受けた後
- ・認定再商品化計画に基づき、連携事業者と委託契約（以下「**本委託契約**」という。）を締結する。
 - ・認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、連携事業者の管理・監督を行う。
 - ・本委託契約に基づき、再商品化に係る費用を負担する。
 - ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、国に変更の認定申請等を行う。
 - ・品質調査（組成調査）を行う。
 - ・国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う。

(2) 連携事業者の役割

- ア 国から再商品化計画の認定を受けるまで
- ・再商品化計画の作成について、本市に協力する。

イ 国から再商品化計画の認定を受けた後

- ・認定再商品化計画に基づき、本委託契約を締結する。
- ・本委託契約に基づき、プラスチック資源の中間処理及び再商品化を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、変更の認定申請等について本市に協力する。
- ・品質調査（組成調査）について、本市に協力する。
- ・その他、必要となる報告業務等について、本市に協力する。

9. 連携協定

本市と連携事業者との間で「プラスチック資源の再商品化実施に係る連携協定（仮称）」を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行することによって実施するものとします。

協定の期間は、締結の日から本委託契約の締結日の前日までとします。

ただし、国から再商品化計画の認定を受けることができなかった場合及び取消し処分を受けた場合は、その時点で終了し、互いに、賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。

なお、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった（取消し処分を含む）原因が、本市もしくは連携事業者いずれかの責に帰すべき事由によるものである場合は、相手方に対し、生じた損失について賠償の責を負うものとします。